

——景観法をどのように評価しますか。

西村教授 予想したより、ずっと早くできた。中身も基本法のようなものになると思っていたら、景観法になり、概論だけでなく景観を守るためのツールも用意できた。地方分権の法システムとしては斬新なものになった。従来は国が細かくメニューを決めて地方が実施する形だったが、地方が自らメニューを作り、その中で実施する。自治体で作る条例の根拠法として機能することになる。つまり、やる気のある自治体は先進的な動きができるが、やる気のないところは何もしないというところになり、自治体間の格差が開くことになる。今後進むであろう地方分権の先駆けになる法律だ。

——施行1年で、景観計画を作った自治体はまだ15しかありません。

西村教授 各自治体の作業は今後スピードアップすると思う。最初の1年は景観計画を作り、次の1年で条例を作る。形になるのに2年かかる。すでに景観計画を作った自治体は、法律ができる前から作業していたところだ。法律ができたからといって、すぐに景観計

やる気次第で自治体間の格差が開く

西村幸夫・東京大学教授（都市工学）に聞く

画ができるわけではない。——日本は欧米に比べて景観が悪いと言われます。

西村教授 私もそう思う。都市計画を作るにあたって、日本は所有権を制約することに臆病だった。ところが、風向きが変わってきた。大店法などに見られるように、規制緩和を続けてきて、その結果がプラスかといえば、郊外の大型店



がたくさんでき、乱雑な街ができ、街の魅力が喪失している。みんなでルールを守らないとダメだというムードが出てきた。景観についても、自分の土地だから勝手に何を作ってもいいということをやってきたが、勝手にやった結果が今の状況だ。一定程度の規制は財産権の侵害と考えず、地域としての財産権と考えればいい。

——なぜ所有権の制約に臆病だったのですか。

西村教授 民法を輸入した時、所有権は不可侵のものとして、とらえられたのだろう。戦前までは借家も多かったし、土地の所有と利用とが分かれていた。しかし、戦後の持ち家政策などによって所有権の絶対化が進み、さらに経済の高度成長の中で都市化が進み、交通渋滞や公害問題など解決しなければならぬ課題がたくさんあった。景観などと言うと、趣味的だと言われて一笑に付されたものだ。

——これで日本の街並みは守れますか。

西村教授 まだまだ不十分だ。景観法でできることは限られている。土地利用は都市計画の中で認められている。都市計画の仕組みまで踏み込んでいない。

——今後、景観法をどう活用すればいいと思いますか。

西村教授 法的仕組みをどう使うかは自治体にかかっている。もうひとつ大きな動きは、景観の問題を主張してもいいという世論が動き出したことだ。各地でさまざまなき動きが出ている。東京・国立の高層マンションの最高裁判決などもその例だ。先進的な自治体も規制強化に動いている。